

発行所
長野県教職員組合
長野市旭町1098



号外
No.2017-66
2017年9月20日

10月16日～10月27日は
県教組労働安全衛生週間
職場討議資料
管理職の皆さんにもお配りください

健康で豊かな実践を行うために STOP 長時間労働

10月16日～10月27日は
県教組「労働安全衛生週間」です。

みなさんの職場は、教職員の健康が守られ、安心して働ける環境が整っていますか？

「安全衛生委員会」の活動を活発にすることは、教職員のいのちと健康を守る大切な活動です。

この機会に、職場の安全衛生体制を見直し、超勤・多忙化解消につなげ、健康でいきいき働ける職場をつくっていきましょう。



「労働安全衛生週間」のとりくみ

《 職場では・・・ 》

- ①職場会で職場の安全衛生体制の点検をしましょう。
- ②「安全衛生委員会」を開催し、健康職場づくりをすすめてみましょう。
- ③労働安全衛生体制の整備促進のため、学校長に要請書（案文を参考）を提出しとりくみを求めましょう。

《 単組では・・・ 》

- ①市町村教育長あて要請書を作成し（案文を参考）、教育長に提出しとりくみを求めましょう。

超勤・多忙化解消につながる 労安活動のポイント

☆まずは始めてみましょう！

☆学校での安全衛生活動のメリット

「安全衛生委員会」を開きましょう・・・

- ① 委員会の構成メンバーには、組合の代表を含めなければならないことになっています。積極的に委員会に参加しましょう。（職場長・評議員など）
- ② 委員会は勤務時間内に行うよう定められています。短時間でも、定期的に開けるよう工夫しましょう。
- ③ 職場の小さな要求を吸い上げ（アンケートの活用）、一つ一つ改善していきましょう。

※小さなとりくみでも、まずやってみることで「安全衛生委員会があっけよかったです」と実感してもらえます。

◎「労働安全衛生法」に基づく活動なので、「安全衛生委員会」で出された問題点について、学校長や教育委員会は、改善のための何らかの対策を講じなければならない義務を負っています。

労安活動にとりくめば・・・

A小学校では・・・

職場執行部が提案し、職員が意見を出し合い①提出書類の簡素化をした②人間ドック受診率100%③タイムカードの導入などをすすめ、負担軽減を実現させている。

☆管理職の意識が高まると職場が変わりやすい

B中学校では・・・

衛生委員会で職場アンケートを実施し、「すぐに改善できること」「予算要求していくこと」「すぐにはできないこと」に分けることで①職員室の椅子を新品に②教室に扇風機③職員レクで職員の親睦が図られたなど、うれしい変化が。

☆やってみることで変化を実感出来た

☆安全衛生委員会できるとりくみ

I. 勤務・労働条件などの改善のとりくみ(作業管理)

- ◇ 勤務時間の把握・超過勤務時間の是正・勤務時間の割り振りなど
- ◇ 休憩時間の確保・仕事量の負担軽減・業務の見直し
- ◇ 定時退勤日の設定・お互い声を掛け合って早めに帰れる工夫

II. 快適な職場環境を整えるとりくみ(作業環境管理)

- ◇ 男女別休憩室の設置・危険箇所のチェックと改善など

III. 心身の健康の保持増進のとりくみ(健康管理)

- ◇ メンタルヘルスに関する研修・情報の提供・長時間勤務者の健康障害防止のための医師による面接指導の活用
- ◇ 人間ドックの受診率の向上・再検査・事後措置の奨励

IV. 労働安全衛生に関する研修・情報提供(安全衛生教育)

- ◇ 産業医・健康管理医の活用（健康講話・助言など）

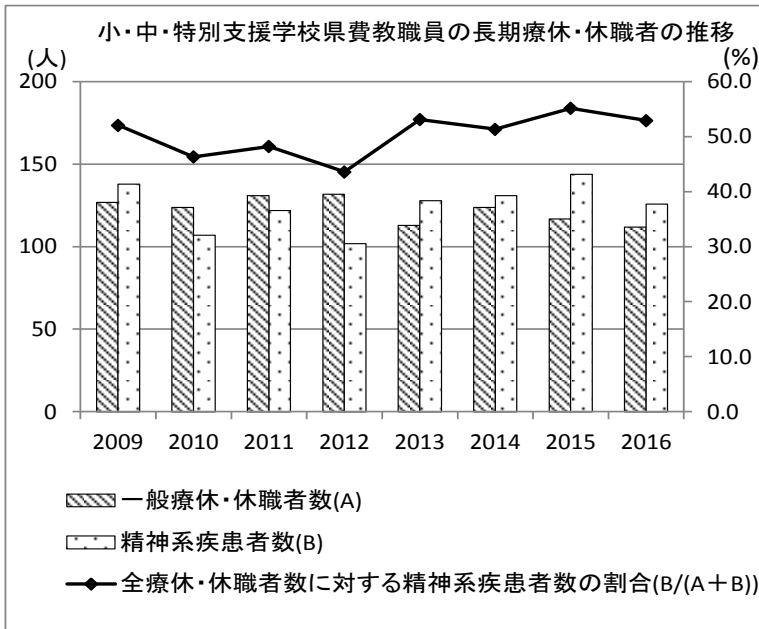
あなたの職場の労安体制

チェックしてみましょう

学校安全衛生体制チェック項目

- 学校安全衛生委員会は設置されていますか。
- 学校安全衛生委員会は、毎月1回以上開催されていますか。
- 学校安全衛生委員会では、職場環境や教職員の勤務状況について検討されていますか。
- 学校長は教職員の勤務状況を把握していますか。
- 衛生管理者（衛生推進者）は選任され、誰が担当しているか知っていますか。
- 産業医（健康管理医）は委嘱されていますか。
- 産業医（健康管理医）は定期的に学校の巡視をしていますか。（産業医は毎月1回以上の巡視義務があります）
- 産業医（健康管理医）による面接を受ける手順は教職員に知らされていますか。

教職員の長時間過密労働と療休・休職者の増加



療休・休職者数は増加の高止まり傾向です。精神系疾患により体調を崩す教職員の割合は50%を超えています。全国的にも同様な状況が広がっています。

これは、決して個人の資質や体質の問題ではありません。長時間にわたる過密で厳しい労働が、教職員の心と体を蝕み、破壊しているのです。こうした現状を放置する政府・文科省・教育委員会の責任は重大です。

(グラフは保健厚生課データをもとに県教組が作成)

事業者(教育委員会)に

「ストレスチェック」の実施が義務づけられました

労働安全衛生法の改定に伴い、50人以上の事業所に対し、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務となりました。(50人未満は努力義務)

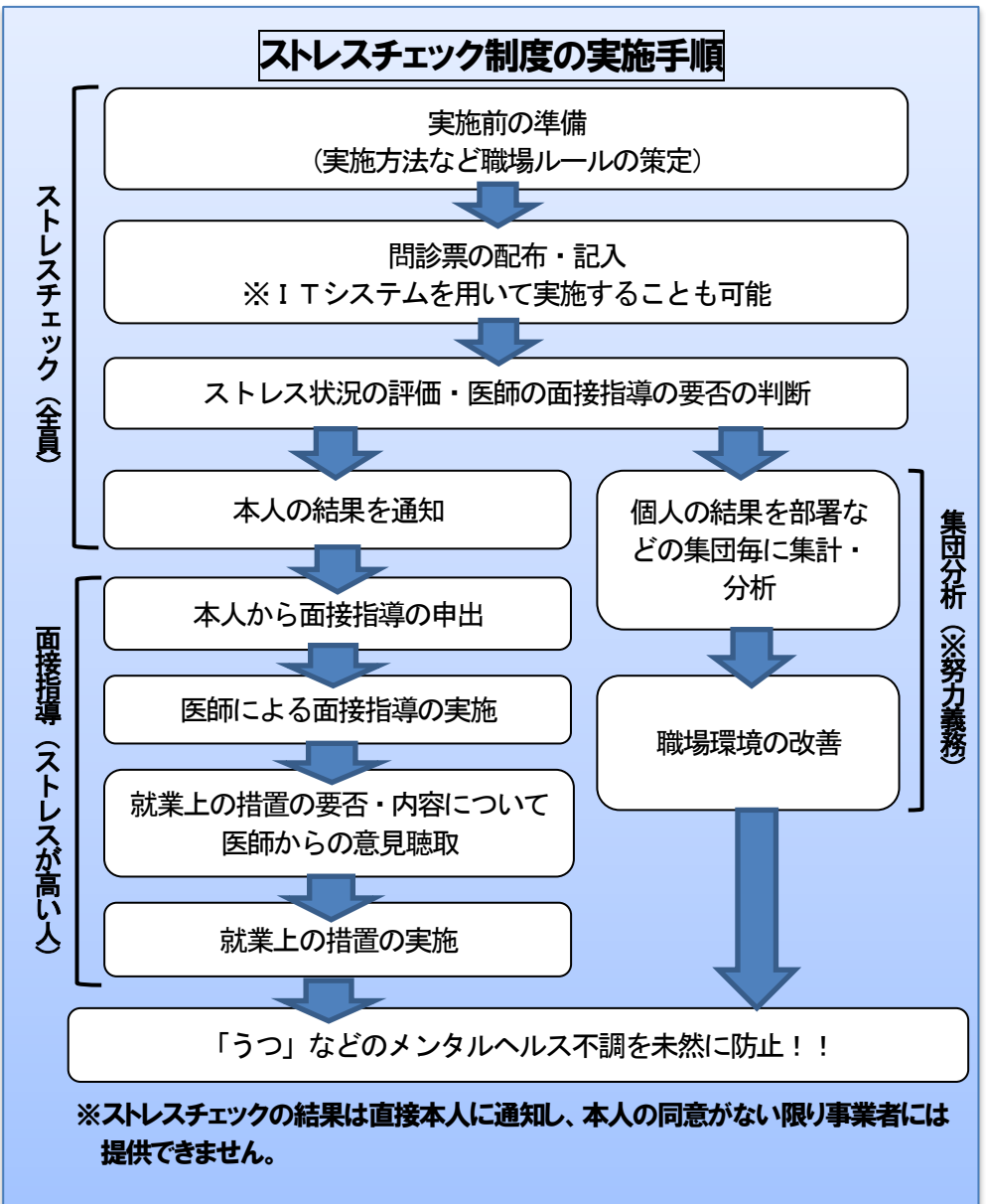
ストレスチェック制度とは、右の図のように、メンタルヘルス不調を未然に防止するため、事業者(学校の場合は教育委員会)が行うものです。

ストレスチェック制度が導入される主な目的

- ① 定期的に労働者のストレス状況について調査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気付きを促す。
- ② 個々の労働者のストレス要因である過重労働の実態などを評価し、職場環境の改善につなげる。

特に、②の目的が大事です。長時間過密な労働に身を置いている私たち教職員は、だれがメンタル不調におちいってもおかしくない状況に置かれています。労働者のストレスの要因を、集団毎にしっかりと分析し、職場の労働環境の改善につなげることが求められています。

県教組は、県教委に対して、
①50人未満の職場も含め、すべての教職員が対象となるよう実施すること
②必要な予算付けをすることを求めて交渉・折衝を重ねています。



公立学校共済組合長野支部から「ストレスチェックから始めるセルフケア」が送付されています！

県教組と保健厚生課との懇談会の際に県教組が紹介した上記リーフレットが、公立学校共済組合長野支部から各職場へ3部送付されました。

「日常生活を見直そう」「自分に合ったストレス解消法を」「いますぐできる気分転換のコツ」「職場環境を見直そう」など、セルフケアのポイントやストレスを軽減する職場づくりに役立つ内容のリーフレットです。

学校安全衛生委員会を開き、どのように活用するかなどを話し合いましょう。

教職員の健康啓発・健康管理に活用しましょう